

第3次 豊橋市 環境基本計画

豊かな自然と人がはぐくみ 次世代につなぐ
「環境先進都市 とよはし」



豊橋市

背景

- 国内外の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

世界

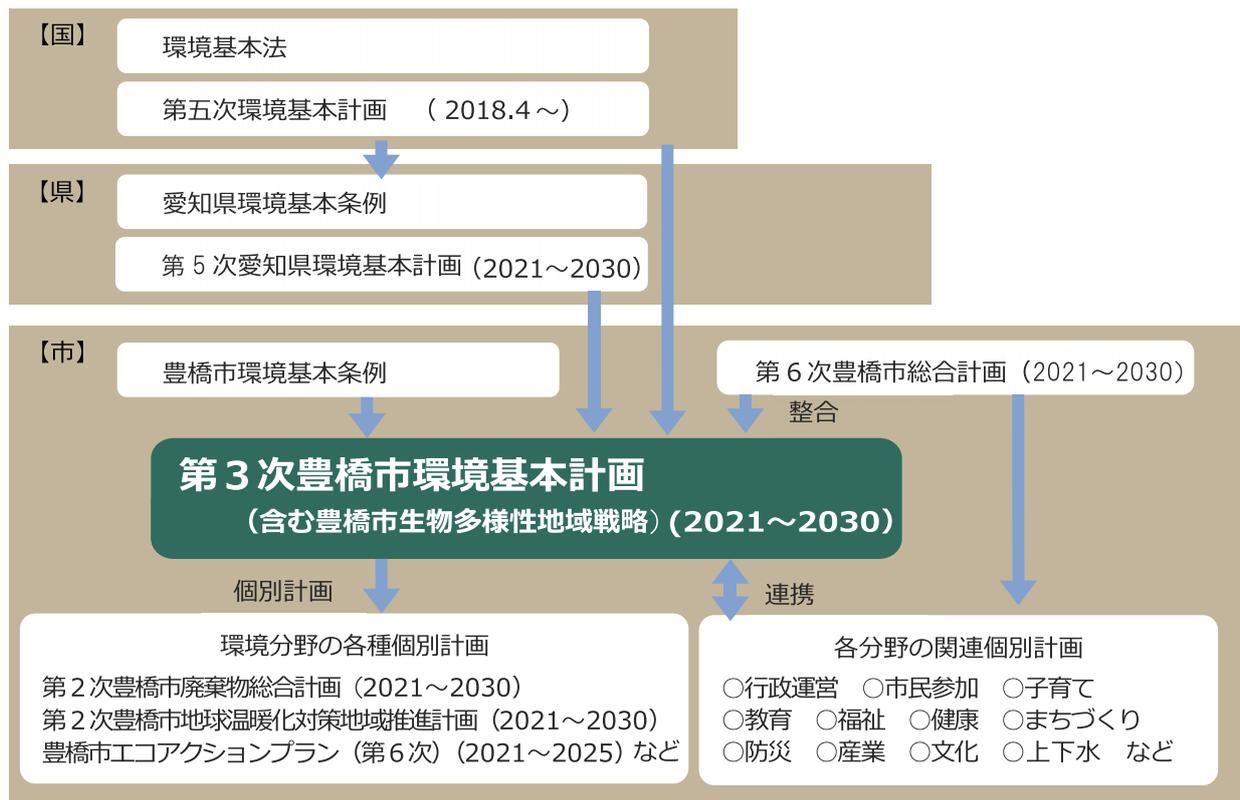
- ・SDGs の採択
- ・パリ協定を受けた脱炭素化の達成に向けた動き、気候変動への適応
- ・循環型経済へのシフト
- ・新型コロナウイルス感染症の世界的流行と日常生活への影響

日本

- ・SDGs の考え方により、環境・経済・社会の統合的向上の具体化が進行
- ・第五次環境基本計画（2018（平成 30）年）策定
- ・地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の提唱

位置付けと役割

- 「豊橋市環境基本条例」第 8 条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を定め、総合的かつ計画的に施策を推進するために策定



計画期間

- 計画期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とします。
- ただし、概ね計画策定後 5 年を目処として、社会情勢や国の施策などの変化に応じて施策の見直しを行います。

基本理念

ともに変わろう 地球と私たちの未来のために

- 持続可能な社会を実現するため、市民・事業者・行政が連携し、変わっていくことが必要です。
- 環境問題や身近な地域の課題は、私たちの暮らしや事業活動と深く関係しています。将来に向けて、私たち一人ひとりがこれまでの生活を見直すことが必要です。

環境像

豊かな自然と人がはぐくみ
次世代につなぐ
「環境先進都市 とよはし」



環境目標

基本施策

固有の分野

環境目標Ⅰ.
低炭素で持続可能な地域をつくる
【気候変動対策】

市民や事業者と一体となって低炭素型の暮らし・ライフスタイルやまちづくりを推進するほか、気候変動の影響への対策としての適応策を推進し、低炭素で持続可能なまちを目指します。

I-1. 低炭素型の暮らし・まちづくり I-2. 再生可能エネルギーの利用促進
I-3. 気候変動への適応

環境目標Ⅱ.
豊かな自然を守り育てる
【生物多様性・自然共生】

多様な自然環境や生きものの保全を進めるとともに、生物多様性がもたらす自然の恵みを有効活用することで、豊かな自然と人が共生するまちを目指します。

Ⅱ-1. 生物多様性の保全 Ⅱ-2. 自然の恵みの持続的な享受
Ⅱ-3. 生物多様性を支えるしくみづくり

環境目標Ⅲ.
効果的・効率的に資源を循環する
【資源循環】

市民や事業者と協働して、3Rをより一層進めるとともに、環境負荷の少ない廃棄物処理を進めることにより、効果的で効率的に資源を循環するまちを目指します。

Ⅲ-1. ごみ減量の推進 Ⅲ-2. リサイクルの推進
Ⅲ-3. 廃棄物の適正・安定的な処理の推進

環境目標Ⅳ.
健全で快適な暮らしを確保する
【生活環境保全】

大気や水環境などの改善のほか、環境美化活動や周辺環境と調和したまち並み景観の形成などにより、ゆとりとうるおいのある生活空間を創出し、心身ともに健全で快適に暮らせるまちを目指します。

IV-1. 大気・水環境等の保全 IV-2. 水資源の保全
IV-3. 美しく暮らしやすいまちづくり

環境目標Ⅴ.
環境共生の価値観と知恵をはぐくみ行動する
【環境学習・行動】

地域の環境や歴史・文化について学ぶ機会を提供することで、新たな担い手を育成するとともに、市民や事業者と協働して環境保全活動を実践することで、環境に優しいライフスタイルが定着したまちを目指します

V-1. 環境に関する教育・啓発の推進 V-2. 環境保全活動の推進
V-3. 環境情報の収集・発信

基盤となる分野

目標の達成に向けた施策

環境目標

定量目標・指標

基本施策

環境目標Ⅰ.

低炭素で持続可能な地域をつくる

【気候変動対策】



定量目標

温室効果ガス総排出量
(2015年度比削減率)



1.5% (増加)
(2016年度) → 26%削減
(2030年度)

指標

- 再生可能エネルギー施設の設置容量
- エコファミリーの登録件数

I-1 低炭素型の暮らし・まちづくり

I-2 再生可能エネルギーの利用促進

I-3 気候変動への適応

環境目標Ⅱ.

豊かな自然を守り育てる

【生物多様性・自然共生】



定量目標

市内の生物多様性チェック
リストの項目達成率



100%
(2020年度) → 100%
(2030年度)

指標

- 豊橋の自然に愛着や関心がある人の割合
- 自然環境関連イベント等への参加者数

II-1 生物多様性の保全

II-2 自然の恵みの持続的な享受

II-3 生物多様性を支えるしくみづくり

環境目標Ⅲ.

効果的・効率的に資源を循環する

【資源循環】



定量目標

市民1人1日当たりの
家庭系ごみ排出量



421g/人・日
(2019年度)
速報値 → 400g/人・日
(2030年度)

指標

- リサイクル率
- 最終処分量

III-1 ごみ減量の推進

III-2 リサイクルの推進

III-3 廃棄物の適正・安定的な処理の推進

環境目標Ⅳ.

健全で快適な暮らしを確保する

【生活環境保全】



定量目標

大気等環境基準の達成率



90.5%
(2019年度) → 96%
(2030年度)

指標

- 美化活動(530運動実践活動)の参加者数
- 身近な生活環境保全への市民の満足度

IV-1 大気・水環境等の保全

IV-2 水資源の保全

IV-3 美しく暮らしやすいまちづくり

環境目標Ⅴ.

環境共生の価値観と知恵をはぐくみ行動する

【環境学習・行動】



定量目標

環境保全活動に取り組んでいる人の割合



69.4%
(2020年度) → 76%
(2030年度)

指標

- 環境学習で学んだ人数
- 環境情報の提供数

V-1 環境に関する教育・啓発の推進

V-2 環境保全活動の推進

V-3 環境情報の収集・発信

主な個別施策

I-1

とよはし版クールチョイスのさらなる展開などによる低炭素型の暮らし・ライフスタイルや事業活動、公共交通の利便性向上などを進めます。



I-2

地域新電力事業によるエネルギーの地産地消や、市の保有施設などでの「再生可能エネルギー利用100%」を進めます。



E-じやん発電所での太陽光発電

I-3

気候変動による影響とその適応策の情報提供や啓発を進めるとともに、関係者との連携により適応策を検討し進めます。

II-1

地域の特性に応じた生きものの生息・生育環境の保全や、希少種の保護活動・調査研究、外来生物対策を進めます。



葦毛湿原の大規模な植生回復作業

II-2

奥三河の水源林や市内人工林などの森林、農地、川・池・海など水辺環境の保全を進めます。プラスチックごみによる海洋汚染防止に取り組みます。



市民ふれあい農園

II-3

「豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会」を機能強化し、情報共有と多様な連携を進めるとともに、生きものの継続的なモニタリングを行います。

III-1

資源となる古紙などのリサイクルや、食品ロスやプラスチックごみの対策など、ごみの発生・排出抑制（リデュース）や再使用（リユース）を進めます。



使い捨てプラスチック使用抑制に向けた無料給水スポット設置

III-2

地域資源回収などリサイクル推進体制を充実するとともに、豊橋市バイオマス活用センターなどでのバイオマスの利活用を進めます。



バイオマス活用センター

III-3

ふれあい収集などごみ収集・処理体制の充実や、市民・事業者などへのごみの適正処理の普及啓発やパトロールのほか、豊橋田原ごみ処理広域化を進めます。

IV-1

大気環境や水環境などの常時監視など継続的な調査や環境基準未達成項目の改善対策、事業場の監視指導などを行います。

IV-2

雨水利用など水資源の有効利用を進め、広域連携により豊川上流域の水源林の保全などに取り組みます。



森林作業体験研修

IV-3

530運動などの美化活動の促進や、監視パトロールなどにより不法投棄の防止を進めます。



汐川汚濁クリンナップ大作戦

V-1

環境に配慮した行動ができる人材の育成のほか、自然とふれあう機会の創出や、楽しみながら参加できる環境イベントなどを行います。

V-2

環境保全団体の活動支援や「豊橋市 SDGs 推進パートナー制度」などによる環境に貢献する経済活動への支援を推進し、環境保全活動の活性化を促します。



V-3

市内に生息する動植物などの環境情報収集や調査研究を進めるとともに、広報誌など多様な媒体を活用し効果的に環境情報を発信します。



ネイチャースポット探検記録の配信

重点取組と「とよはし SDGs 環境ターゲット」

- 計画の前期5年間で、特に重点的、優先的に取り組む「重点取組」を定めます。
- 重点取組の推進で目指す「人々の行動の姿やまちの状態」を、「とよはし SDGs 環境ターゲット」として掲げます。

<重点取組の視点>

- ・ 複数の環境目標に貢献する横断的な取組
- ・ SDGs の視点を重視し、環境・経済・社会の統合的アプローチと多様なパートナーシップの強化で推進
- ・ 環境面だけでなく地域が抱えるさまざまな課題の解決につなげ、計画全体をけん引

重点取組 1 再生可能エネルギー利用 100%のまちづくり I III V

ターゲット1.1

市内で作られた再生可能資源由来の電気を使うことができる。

ターゲット1.2

再生可能エネルギー利用 100%化を実現した公共施設が存在する。

再生可能エネルギー利用 100%のまちの実現を目指し、市内事業者や団体、市民等と連携した取組を進めるとともに、積極的な普及啓発を行い、まち全体の脱炭素化へとつなげていきます。



取組内容・目指すべき方向性等

市

- ・ 地域新電力事業の推進
- ・ 公共施設の再生可能エネルギー利用100%化に向けた取組推進 など

市民

- ・ 太陽光発電システムや太陽熱温水器等の導入
- ・ 地域内で作られた再生可能エネルギーの利用 など

事業者

- ・ 事業所等への再生可能エネルギー導入・利用
- ・ RE100 プロジェクト、再エネ100 宣言RE Action への参加 など

重点取組 2 みんなでつなげる生態系ネットワークづくり I II V

ターゲット2.1

市内に生息する生きものの損失が阻止されている。

ターゲット2.2

市内のあちこちで、子どもから大人まで、地域の自然や生きものに親しんでいる。

関係部局・地域の環境保全活動に取り組む団体等との情報共有と連携を強化するとともに、継続的な活動ができるような人材育成と仕組みづくりを推進し、市内で一体的に生態系ネットワークづくりを進めます。



取組内容・目指すべき方向性等

市

- ・ 「豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会」を核とした関係者間の情報共有・連携強化
- ・ 人材育成のための講座開催や次世代を担う子ども達への環境教育の充実
- ・ 豊橋総合動植物公園での生きものなどへの理解・共感を育むプログラム開催 など

市民

- ・ 子ども達が自然などにふれあい親しむ機会の創出
- ・ 環境保全活動や環境調査などへの参加・協力 など

事業者

- ・ 事業活動全体を通じた自然環境保全への配慮
- ・ 環境保全活動や生きもの調査への協力・参加 など

重点取組3 食品ロス対策

I III V

ターゲット3.1

もやすごみに含まれる食品ロス量が大幅に削減されている。

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」削減の取組を各主体がそれぞれ実践できるよう、市ではさまざまな啓発や情報発信を行うとともに、関係部局・団体等と連携して取組を進めます。

取組内容・目指すべき方向性等

- 市
- ・食品ロスを出さない賢い生活スタイルの普及・定着に向けた周知・啓発
 - ・NPO、社会福祉協議会や関係機関等との協働によるフードバンク事業の推進
 - ・小中学校における日々の給食指導や授業の中での食育の推進 など

市民

- ・食べきりの実施
- ・食べきれない食品のフードバンクへの寄附
- ・生ごみのエネルギーとしてのリサイクル など

事業者

- ・商習慣の見直しなど食品ロスを減らす工夫
- ・余剰食品のフードバンクへの寄附
- ・生ごみのエネルギーとしてのリサイクル など



ターゲット4.1

使い捨てプラスチックをなるべく使わない生活スタイルが当たり前になっている。

プラスチックごみによる海洋汚染などプラスチックを取り巻くさまざまな課題解決のため、必要性の低い使い捨てプラスチックの使用抑制、環境配慮製品の使用、資源の有効活用、適正な分別・リサイクルを基本原則とし、各主体がそれぞれの立場で取組を実践できるよう、啓発や情報発信を行います。

取組内容・目指すべき方向性等

- 市
- ・市役所における率先行動の強化
 - ・使い捨てプラスチックの使用を抑制した生活スタイルの普及促進
 - ・海岸や干潟等のクリーンアップ活動による海洋プラスチックごみの削減 など

市民

- ・使い捨てプラスチックの使用抑制
- ・マイバッグやマイボトル等の利用
- ・ごみ分別ルールの徹底 など

事業者

- ・繰り返し使える・長く使える・自然に還る商品の開発・製造・販売・利用
- ・過剰包装の削減 など



重点取組5 環境政策と福祉政策の連携

III IV V

ターゲット5.1

支援を必要とする人々が適正な支援を受けながら、安心して快適に生活できる環境が守られている。

それぞれ単独では対応が困難なごみ処理と福祉的支援の2つの課題について、福祉部門と連携し、一体的かつ効果的な解決に取り組みます。

取組内容・目指すべき方向性等

- 市
- ・ごみステーションへの家庭ごみの持ち出しが困難な世帯に対する安否確認やふれあい収集
 - ・いわゆる「ごみ屋敷」の原因者等に対する相談や見守り等の福祉的・社会的支援など

市民

- ・隣近所への声かけ・会話
- ・地域コミュニティ活動への参画
- ・地域の課題への関心 など

事業者

- ・市が進める事業への理解・協力
- ・市民活動への支援・協力 など



各主体の役割

環境基本計画を推進するためには、市民、事業者、市の各主体が環境の保全に対する責務を認識し、それぞれの立場において、または協働によって、環境への負荷を低減するための取組を進める必要があります。

市民



- ・市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- ・市民は、地域の特性を活用した環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、または市や事業者と協働して環境の保全に取り組みます。

事業者



- ・事業者は、事業活動を行うにあたって、事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。また、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- ・事業者は、事業活動に関し、地域社会の一員として地域の環境に十分に配慮するとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、または市や市民と協働して環境の保全に取り組みます。

- ・市は、環境の保全に関し、地域の特性を活用した基本的かつ総合的な施策を策定し、市民・事業者の協力を得ながら、または協働しながらこれを実施します。施策の策定にあたっては、市民・事業者に対して、必要な情報の提供に努めるとともに、計画段階からの参加を求めます。
- ・市は、施策の策定及び実施にあたり、広域的な取組が必要とされる場合には、国、県、近隣の市町村、その他関係機関と協力して行うように努めます。

市



広域的な連携

本市は、東三河地方の中心都市として、また、三遠南信地域の拠点都市として、広域における総合的な地域づくりや基盤整備の推進に重要な役割を担っています。また、豊川、弓張山地、遠州灘、三河湾など、市域を超えた広域的な環境の保全についても、近隣市町村あるいは国や県と連携を図りながら率先して取り組んでいきます。